

**第6期今治市障がい福祉計画**  
**第2期今治市障がい児福祉計画**



令和3年3月

今 治 市



## はじめに

今治市では、障害者施策の基本計画である「今治市障がい者計画」と実施計画である「第5期今治市障害福祉計画」および「第1期今治市障害児福祉計画」に基づき、障がいの有無にかかわらず、市民のだれもが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の実現を目指して、障がい福祉施策を総合的かつ一体的に推進しております。

昨年から続く新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、私たちが当たり前に過ごしてきた日常が一変し、新しい生活様式への対応が求められています。こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症発生時における支援の継続、障がいのある方が、住みなれた地域で自らサービスを選択し、必要な量のサービスを利用できる体制、障がい者の高齢化、障がいの重度化と多様化に対応したサービスの在り方など、新たな課題やニーズも生じております。これらをふまえ、障がい者にやさしいまちづくりに取り組むために、このたび、新しく障害福祉サービス等に関する数値目標や必要な見込み量を定めた「第6期今治市障がい福祉計画」および「第2期今治市障がい児福祉計画」を策定いたしました。

「第6期今治市障がい福祉計画」および「第2期今治市障がい児福祉計画」を実りあるものにするため、市民の皆様並びに関係団体、関係機関の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、計画策定に当たり、アンケート調査等にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました「今治市障害者施策推進協議会」の委員の皆様、障がい者団体や関係機関等、計画策定にご尽力とご協力を賜りました皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和3年3月

今治市長 徳永 繁樹

# 目次

第1節	計画策定にあたって	1
第2節	計画の策定体制	2
第3節	障がいのある人の状況と人口の推移	3
	(1) 身体障害者手帳所持者の状況	3
	(2) 療育手帳所持者の状況	6
	(3) 精神障害者手帳所持者の状況	8
	(4) 手帳所持者数の推移	9
	(5) 住民基本台帳人口の状況	10
第4節	第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の基本指針	11
第5節	成果目標	12
	(1) 施設入所者の地域生活への移行(継続)	12
	(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(継続)	13
	(3) 地域生活支援拠点等の整備(継続・拡充)	14
	(4) 福祉施設から一般就労への移行促進(継続・拡充)	15
	(5) 障害児支援の提供体制の整備等(継続・拡充)	16
	(6) 相談支援体制の充実・強化等(新規)	17
	(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組(新規)	18
第6節	活動指標	19
	(1) 訪問系サービス	19
	(2) 日中活動系サービス	20
	(3) 居住系サービス	22
	(4) 相談支援	23
	(5) 発達障がい者に対する支援	24
	(6) 地域生活支援事業	25
	(7) 障がいのある子どもへの支援	36
	障害福祉計画の推進体制及び達成状況の点検及び評価について	38
	参考資料	
	(1) 今治市障害者施策推進協議会委員名簿	39
	(2) 今治市障害者施策推進協議会条例	40
	(3) 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定の経緯	41

## 第1節 計画策定にあたって

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第 88 条及び「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づき、平成 30 年 3 月に策定した「第 5 期今治市障害福祉計画・第 1 期今治市障害児福祉計画」が令和 3 年 3 月末に計画期間が満了するため、国の基本指針の改正を受けて、「第 6 期今治市障がい福祉計画」「第 2 期今治市障がい児福祉計画」を策定いたします。これは、サービス等の必要量を見込み、提供体制を確保するための計画であり、「今治市障がい者計画」で定められた障がい福祉施策の計画基本理念、基本目標についてはこれを引き継ぎます。

なお、社会情勢の変化等が生じた場合、必要に応じて計画の見直しを行います。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
今治市障害者計画					今治市障がい者計画			
第 4 期障害福祉計画			第 5 期障害福祉計画 第 1 期障害児福祉計画		第 6 期障がい福祉計画 第 2 期障がい児福祉計画			

## 第2節 計画の策定体制

---

### (1) 今治市障害者施策推進協議会

学識経験者、社会福祉関係団体等の代表者及び関係行政機関の職員等で構成する「今治市障害者施策推進協議会」において計画内容を審議し、計画を策定しています。

### (2) アンケート調査等

#### ○障がい者アンケート調査（手帳所持者及び障害児通所支援事業利用者）

本市の障がい者施策、障害福祉サービス等に関して、アンケート調査を実施し、その結果を反映しています。

#### ○障害福祉サービス事業者アンケート調査

事業者の立場から見た、本市の障がい者施策の現状や課題を把握するため、市内の障がい福祉サービス事業者を対象にアンケート調査を実施し、その結果を反映しています。

#### ○障がい者団体ヒアリング調査

本市の障がい者施策の現状や課題を把握するため、今治市障がい者団体連合会に加入している障がい者団体を対象とし、ヒアリング調査を実施しました。

### 第3節 障がいのある人の状況と人口の推移

#### (1) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、所持者数の合計は平成24年をピークに減少傾向にあります。障がい別では、肢体不自由の割合が半数程度と高くなっています。

単位：人

○平成20年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	250	248	52	50	66	53	719
聴覚・平衡機能障害	65	202	100	102	4	176	649
音声・言語・そしゃく機能障害	7	3	43	32	0	0	85
肢体不自由	986	1,199	627	936	378	180	4,306
内部障害	1,628	24	383	417	0	0	2,452
計	2,936	1,676	1,205	1,537	448	409	8,211
○平成21年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	253	256	50	48	66	48	721
聴覚・平衡機能障害	62	202	100	99	4	179	646
音声・言語・そしゃく機能障害	7	3	43	32	0	0	85
肢体不自由	974	1,194	663	967	381	177	4,356
内部障害	1,680	28	380	448	0	0	2,536
計	2,976	1,683	1,236	1,594	451	404	8,344
○平成22年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	255	254	47	45	65	51	717
聴覚・平衡機能障害	62	205	96	102	4	174	643
音声・言語・そしゃく機能障害	6	3	48	32	0	0	89
肢体不自由	970	1,205	688	1,032	386	180	4,461
内部障害	1,703	29	352	468	0	0	2,552
計	2,996	1,696	1,231	1,679	455	405	8,462
○平成23年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	254	242	41	39	61	48	685
聴覚・平衡機能障害	62	199	92	99	3	177	632
音声・言語・そしゃく機能障害	6	3	49	31	0	0	89
肢体不自由	947	1,188	719	1,058	365	182	4,459
内部障害	1,737	30	334	480	0	0	2,581
計	3,006	1,662	1,235	1,707	429	407	8,446

○平成 24 年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	243	230	38	36	60	44	651
聴覚・平衡機能障害	61	193	88	100	6	194	642
音声・言語・そしゃく機能障害	8	4	40	30	0	0	82
肢体不自由	938	1,212	724	1,083	358	180	4,495
内部障害	1,767	27	325	477	0	0	2,596
計	3,017	1,666	1,215	1,726	424	418	8,466
○平成 25 年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	238	223	35	35	54	41	626
聴覚・平衡機能障害	53	191	85	102	7	210	648
音声・言語・そしゃく機能障害	6	4	35	33	0	0	78
肢体不自由	910	1,189	743	1,108	343	175	4,468
内部障害	1,814	22	307	450	0	0	2,593
計	3,021	1,629	1,205	1,728	404	426	8,413
○平成 26 年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	235	226	32	33	61	41	628
聴覚・平衡機能障害	48	183	92	98	6	217	644
音声・言語・そしゃく機能障害	6	3	34	33	0	0	76
肢体不自由	859	1,169	775	1,147	337	171	4,458
内部障害	1,824	23	298	452	0	0	2,597
計	2,972	1,604	1,231	1,763	404	429	8,403
○平成 27 年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	221	228	30	32	52	39	602
聴覚・平衡機能障害	45	184	91	98	7	216	641
音声・言語・そしゃく機能障害	6	3	30	32	0	0	71
肢体不自由	838	1,129	757	1,116	329	174	4,343
内部障害	1,825	21	278	446	0	0	2,570
計	2,935	1,565	1,186	1,724	388	429	8,227
○平成 28 年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	219	228	29	28	50	34	588
聴覚・平衡機能障害	44	176	91	100	7	227	645
音声・言語・そしゃく機能障害	7	3	28	34	0	0	72
肢体不自由	802	1,124	711	1,087	325	175	4,224
内部障害	1,843	24	274	445	0	0	2,586
計	2,915	1,555	1,133	1,694	382	436	8,115



○平成 29 年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	209	222	29	30	52	29	571
聴覚・平衡機能障害	42	172	87	98	9	238	646
音声・言語・そしゃく機能障害	7	3	27	34	0	0	71
肢体不自由	769	1,084	687	1,039	314	175	4,068
内部障害	1,834	24	255	439	0	0	2,552
計	2,861	1,505	1,085	1,640	375	442	7,908
○平成 30 年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	199	212	27	28	55	25	546
聴覚・平衡機能障害	40	169	82	100	8	231	630
音声・言語・そしゃく機能障害	7	3	27	33	0	0	70
肢体不自由	729	1,035	659	1,004	301	169	3,897
内部障害	1,797	22	256	455	0	0	2,530
計	2,772	1,441	1,051	1,620	364	425	7,673
○平成 31 年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	202	221	18	24	75	21	561
聴覚・平衡機能障害	39	163	79	94	7	237	619
音声・言語・そしゃく機能障害	7	3	29	34	0	0	73
肢体不自由	721	1,021	637	957	298	177	3,811
内部障害	1,799	25	284	457	0	0	2,565
計	2,768	1,433	1,047	1,566	380	435	7,629

【資料】今治市障がい福祉課（各年 3 月 31 日）

## (2) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあります。

単位：人

○平成 20 年	A	B	計
18 歳未満	126	153	279
18 歳以上	496	395	891
計	622	548	1,170
○平成 21 年	A	B	計
18 歳未満	125	161	286
18 歳以上	510	409	919
計	635	570	1,205
○平成 22 年	A	B	計
18 歳未満	119	171	290
18 歳以上	521	424	945
計	640	595	1,235
○平成 23 年	A	B	計
18 歳未満	120	184	304
18 歳以上	527	435	962
計	647	619	1,266
○平成 24 年	A	B	計
18 歳未満	119	202	321
18 歳以上	527	447	974
計	646	649	1,295
○平成 25 年	A	B	計
18 歳未満	125	186	311
18 歳以上	527	448	975
計	652	634	1,286
○平成 26 年	A	B	計
18 歳未満	119	209	328
18 歳以上	534	475	1,009
計	653	684	1,337
○平成 27 年	A	B	計
18 歳未満	117	212	329
18 歳以上	538	472	1,010
計	655	684	1,339

○平成 28 年	A	B	計
18 歳未満	115	221	336
18 歳以上	510	488	998
計	625	709	1,334
○平成 29 年	A	B	計
18 歳未満	112	240	352
18 歳以上	514	504	1,018
計	626	744	1,370
○平成 30 年	A	B	計
18 歳未満	109	260	369
18 歳以上	502	530	1,032
計	611	790	1,401
○平成 31 年	A	B	計
18 歳未満	107	270	377
18 歳以上	499	551	1,050
計	606	821	1,427

注 療育手帳の区分は、A最重度、A重度、A中度、B中度、B軽度の5段階に区分されます。

【資料】今治市 障がい福祉課（各年3月31日）

### (3) 精神障害者手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、毎年増加しており、平成28年に1,000人を超え平成31年には平成20年の2倍近くになっています。

単位:人

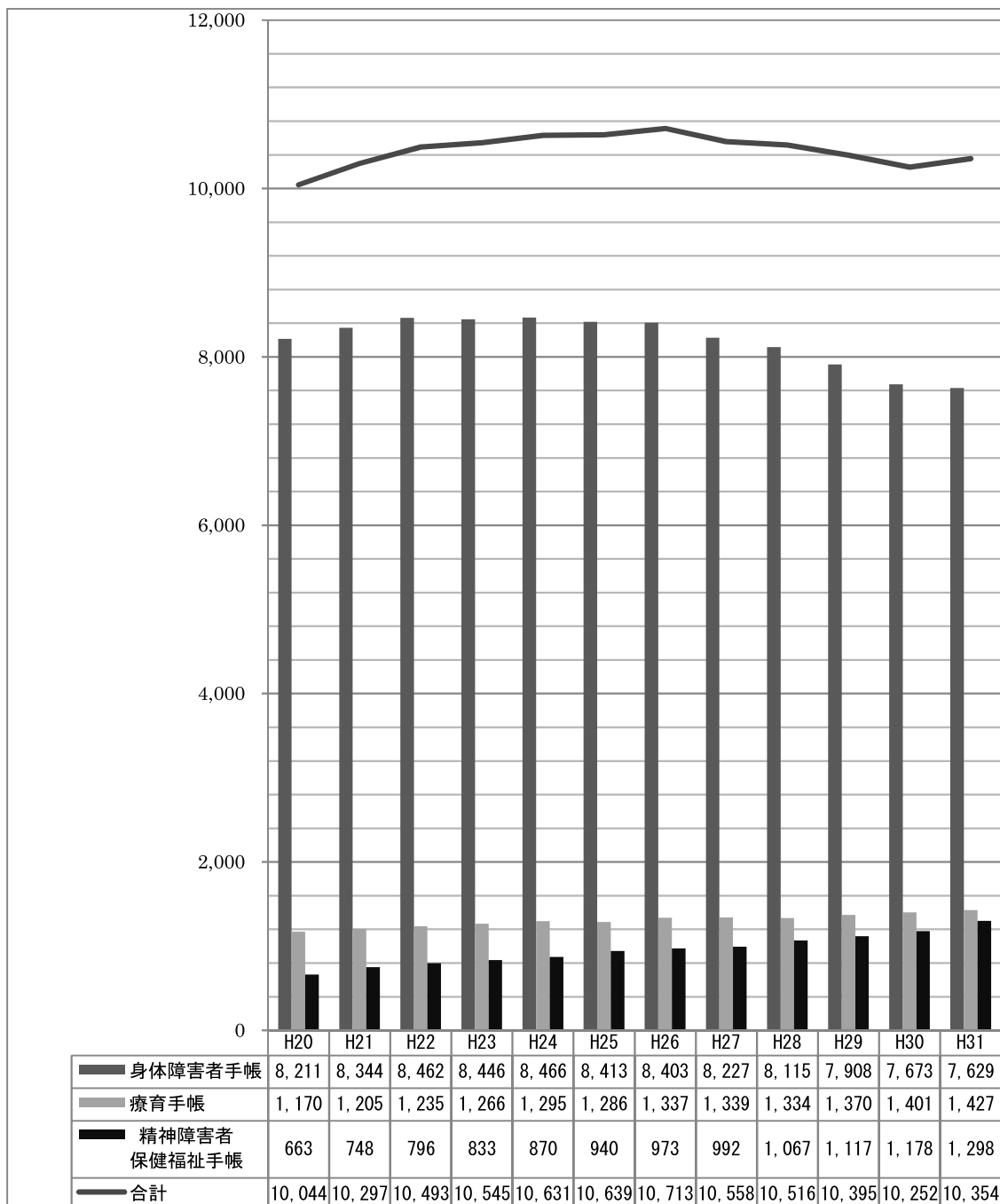
	1級	2級	3級	計
○平成20年	63	508	92	663
○平成21年	95	574	79	748
○平成22年	113	604	79	796
○平成23年	105	656	72	833
○平成24年	108	689	73	870
○平成25年	108	756	76	940
○平成26年	89	775	109	973
○平成27年	89	781	122	992
○平成28年	90	822	155	1,067
○平成29年	93	857	167	1,117
○平成30年	99	914	165	1,178
○平成31年	96	1,025	177	1,298

【資料】今治市 障がい福祉課（各年3月31日）

#### (4) 手帳所持者数の推移

手帳所持者数全体で見ると、平成 26 年をピークに減少しています。療育手帳と精神障害者手帳の所持者数の増加数よりも身体障害者手帳の所持者数の減少数が上回っています。

単位:人



## (5) 住民基本台帳人口の状況

人口の状況を見ると、平成 25 年を除き減少傾向にあります。人口における手帳所持者率は、平成 26 年までは増加傾向にありましたが、平成 26 年以降は概ね安定しています。人口に対する手帳所持者の割合は近年あまり変化しておらず、(4) 手帳所持者数の推移で見られる手帳所持者数の減少は人口の減少に伴うものと考えられます。

年	世帯数	人 口			人口増加数	人口に対する 手帳所持者率 (%)
		総 数(人)	男 (人)	女 (人)		
平成 20 年	72,921	173,941	81,417	92,524	△ 1,388	5.77
平成 21 年	73,196	172,793	80,977	91,816	△ 1,148	5.96
平成 22 年	73,469	171,627	80,566	91,061	△ 1,166	6.11
平成 23 年	73,535	170,048	79,930	90,118	△ 1,579	6.20
平成 24 年	73,760	168,496	79,213	89,283	△ 1,552	6.31
平成 25 年	75,196	168,536	79,380	89,156	40	6.31
平成 26 年	75,188	166,656	78,565	88,091	△ 1,880	6.43
平成 27 年	75,359	165,286	78,062	87,224	△ 1,370	6.39
平成 28 年	76,057	164,322	77,936	86,386	△ 964	6.40
平成 29 年	76,206	162,835	77,285	85,550	△ 1,487	6.38
平成 30 年	76,209	161,094	76,470	84,624	△ 1,741	6.36
平成 31 年	76,245	159,290	75,696	83,594	△ 1,804	6.50

【資料】今治市 市民課（各年 3 月 31 日）

住民基本台帳人口…平成 25 年以降は外国人住民を含む。（法改正による）

## 第4節 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本指針

国においては、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に向けて、「基本指針」が改訂されました。基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条並びに児童福祉法第33条の20の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されるもので、この基本指針に即して市町村、都道府県の障害福祉計画及び障害児福祉計画が策定されます。

### 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の主旨

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 福祉施設からの一般就労への移行等
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 相談支援体制の充実・強化等
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 発達障害者支援の一層の充実

### 障害福祉計画及び障害児福祉計画が目指す目的

◎障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援並びに障害児通所支援及び障害児相談支援を提供するための体制の確保が、計画的に図られるようにすること。

## 第5節 成果目標

本計画では、障がいのある人の地域生活移行や就労支援に関する目標について、令和5年度を最終目標年度として設定しています。

### (1) 施設入所者の地域生活への移行（継続）

国の指針	<p>ア 令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行</p> <p>イ 施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減</p> <p>ウ 令和2年度末において、第5期障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p> <p>エ これまでの取組を更に推進するものとなるよう、障害福祉計画の実績及び地域の事情を踏まえて設定する。</p>
今治市の目標	<p>住み慣れた地域で生活することができるよう訪問系サービス等の更なる充実とグループホームの整備を促進し、施設から地域での生活を希望する方が増加するよう環境整備に努めます。現在施設入所されている方の高齢化、重度化を考慮し、施設入所者数については、令和元年度末から5人以上の減少、地域生活移行者は7人以上の増加を目標とします。</p>

#### ◆成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者（A）	288人	令和元年度末時点の施設入所者数
【目標】地域生活移行者の増加	7人 ----- 2.4%	（A）のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する人の目標値
令和5年度末時点の施設入所者（B）	283人	令和5年度末の施設入所者数（見込み）
【目標】施設入所者の減少	5人 ----- 1.7%	差引減少見込み数（A）－（B）



## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（継続）

国の指針	<p>ア 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の1年間の開催回数を見込む。</p> <p>イ 保健、医療、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の協議の場の参加数を見込む。</p> <p>ウ 協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込む。</p> <p>エ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。</p> <p>オ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。</p> <p>カ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。</p> <p>キ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。</p>
今治市の目標	<p>保健、医療、介護、当事者及び家族等による協議の場を開催し、精神障がいのある方の障がい特性の理解、地域で生活するためのより実践的な支援方法の検討及び入院中の精神障がいのある方の地域生活への移行におけるサービス利用ニーズ等を把握することを目標とします。</p>

### ◆成果目標

#### 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	1回	1回	1回
目標設定及び評価実施回数	各1回	各1回	各1回
関係者の参加者数			
保健、医療（精神科）、医療（精神科以外）	各1人	各1人	各1人
介護、当事者、家族	各1人	各1人	各1人
その他（行政等）	1人	1人	1人

#### 精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	3人	5人	8人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	2人	2人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	48人	52人	56人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	2人	2人

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実（継続・拡充）

国の指針	<p>ア 令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保する。</p> <p>イ 令和5年度末までの間、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上、運営状況を検証及び検討することを基本とし、実施回数について、年間の見込み数を設定する。</p>
今治市の目標	<p>基幹相談支援センターが中心となる面的な体制の地域生活支援拠点等において、地域の実情や利用者および家族のニーズの把握と分析を行い、その機能の充実を図ります。多機関が役割を分担し、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等を実施し、毎年度1回以上の運用状況の検証、検討を行うこと目標とします。</p>

#### ◆成果目標

項目	数値	考え方
地域生活拠点等の確保	1か所	基幹相談支援センターを中心とした面的な体制確保

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活拠点等の検証及び検討の実施回数	各1回	各1回	各1回

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行促進（継続・拡充）

<p>国の指針</p>	<p>ア 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に移行する目標値は、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。</p> <p>イ アのうち、就労移行支援事業から、令和5年度中に移行する者の目標値は、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とする。</p> <p>ウ アのうち、就労継続支援A型事業から、令和5年度中に移行する者の目標値は、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上を目指す。</p> <p>エ アのうち、就労継続支援B型事業から、令和5年度中に移行する者の目標値は、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上を目指す。</p> <p>オ 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</p> <p>カ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率※8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。</p> <p>※就労定着率：過去3年間の就労定着支援の総数利用者数のうち前年度末時点の就労定着数の割合</p>
<p>今治市の目標</p>	<p>福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加を目指します。また、就労定着支援については、社会福祉法人等関係機関と連携を図り、サービスの確保に努め、その利用促進を図ります。</p>

#### ◆成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労への移行者	27人	令和元年度の実績
【目標】令和5年度の一般就労移行者	35人	令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上
令和元年度の就労移行支援事業からの一般就労への移行者	12人	令和元年度の実績
【目標】令和5年度の就労移行支援事業からの一般就労移行者	16人	令和元年度の就労移行支援事業からの一般就労への移行実績の1.30倍以上
令和元年度の就労継続支援A型事業からの一般就労への移行者	4人	令和元年度の実績
【目標】令和5年度の就労継続支援A型事業からの一般就労移行者	6人	令和元年度の就労継続支援A型事業からの一般就労への移行実績の1.26倍以上

令和元年度の就労継続支援B型事業からの一般就労への移行者	8人	令和元年度の実績
【目標】令和5年度の就労継続支援B型事業からの一般就労移行者	10人	令和元年度の就労継続支援B型事業からの一般就労への移行実績の1.23倍以上
令和元年度の生活介護事業からの一般就労への移行者	3人	令和元年度の実績
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	70%	
就労定着支援事業所のうち、就労定着率の8割以上の事業所の割合	70%	

### (5) 障害児支援の提供体制の整備等（継続・拡充）

国の指針	<p>ア 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。</p> <p>イ 令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p> <p>ウ 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。</p> <p>エ 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。</p> <p>オ 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とし、必要となる配置人数を見込む。</p>
今治市の目標	<p>児童発達支援センターを1か所以上、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築し、重層的な地域支援体制の確立を目標とします。主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所については、市内に1か所以上設置することを目標とします。医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置し、各関連分野の共通理解に基づく総合的な支援体制の構築を目指します。医療的ケア児等に関するコーディネーターを計画的に配置し、多分野にまたがる支援の利用調整を行い、包括的な支援の提供を行うことを目標とします。</p>

◆成果目標

項目	数 値	考え方
【目標】児童発達支援センターの設置	2 か所	児童発達支援センターを2か所確保します。
【目標】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	4 か所	保育所等訪問支援を行う事業所を4か所確保します。
【目標】主に重症心身障がい児を対象とする児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保	各1 か所	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各1か所確保します。
【目標】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1 か所	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。
【目標】医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人員	6 人	医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等（新規）

国の指針	<p>令和5年度までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。</p> <p>ア 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施を見込む。</p> <p>イ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言件数を見込む。</p> <p>ウ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数を見込む。</p> <p>エ 地域の相談機関との連携強化の取組実施回数を見込む。</p>
今治市の目標	○基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施することを目標とします。

◆成果目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言件数	20 件	20 件	20 件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	4 件	4 件	4 件
相談機関との連携強化の取組実施回数	4 件	4 件	4 件

## (7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組（新規）

<p>国の指針</p>	<p>令和5年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。</p> <p>ア 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数を見込む。</p> <p>イ 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込む。</p>
<p>今治市の目標</p>	<p>○障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築すること目標とします。</p>

### ◆成果目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他研修への職員の参加人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の体制の有無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	1回	1回	1回

## 第6節 活動指標

### (1) 訪問系サービス

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は、重度の知的障がい若しくは精神障がいにより常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。また、入院時にも一定の支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護、排せつ及び食事等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数の障害福祉サービスを包括的に行います。(例) 通所サービス、訪問系サービス、グループホーム

#### 【サービス見込み量】

サービス名		平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)
居宅介護	利用量 (時間分)	7,028	7,404	7,128	7,705	7,836	7,930
	対前年度比 (%)	103.4	105.3	96.2	108.0	101.7	101.1
重度訪問介護							
同行援護							
行動援護	利用人数 (人/月)	397	408	406	409	412	418
重度障害者等包括支援	対前年度比 (%)	101.5	102.7	99.5	100.7	100.7	101.4

#### 【見込み量の考え方】

居宅介護をはじめとする各訪問系サービスは、在宅生活を継続するために重要なサービスです。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等で減少しました。障害者手帳所持者向けアンケート調査等によると、持ち家や民間賃貸住宅で生活している障がい者の割合が高いこと、訪問系サービスの充実を望んでいる方が多くいることがうかがえます。今後の新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、アンケート結果や新型コロナウイルス感染症発生前の利用状況を踏まえて、利用量、利用人数は増加すると見込んでいます。

## (2) 日中活動系サービス

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型=雇用型・B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている人に必要な支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### 【サービス見込み量】

サービス名		平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)
生活介護	利用量(人日/月)	8,748	8,928	9,372	9,715	9,936	10,230
	対前年度比(%)	105.6	102.0	104.9	103.6	102.2	102.9
	利用人数(人/月)	448	459	471	484	494	501
	対前年度比(%)	97.1	102.4	102.6	102.7	102.0	101.4
自立訓練 (機能訓練)	利用量(人日/月)	82	105	116	120	122	122
	対前年度比(%)	91.1	128.0	110.4	103.4	101.6	10.6
	利用人数(人/月)	5	6	6	7	7	7
	対前年度比(%)	71.4	120.0	100.0	116.6	100.0	100.0
自立訓練 (生活訓練)	利用量(人日/月)	351	448	578	638	638	638
	対前年度比(%)	108.0	127.6	129.0	110.3	100.0	100.0
	利用人数(人/月)	30	33	39	40	40	40
	対前年度比(%)	150.0	110.0	118.1	102.5	100.0	100.0



サービス名		平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)
就労移行支援	利用量(人日/月)	586	489	547	600	660	690
	対前年度比(%)	97.5	83.4	111.8	109.6	110.0	104.5
	利用人数(人/月)	34	27	27	30	33	35
	対前年度比(%)	94.4	79.4	100.0	111.1	110.0	106.0
就労継続支援 (A型)	利用量(人日/月)	2,694	2,762	2,688	2,750	2,850	2,862
	対前年度比(%)	106.3	102.5	97.3	102.3	103.6	100.4
	利用人数(人/月)	138	143	133	145	145	150
	対前年度比(%)	109.5	103.6	93.0	109.0	100.0	103.4
就労継続支援 (B型)	利用量(人日/月)	6,167	6,594	6,797	7,006	7,197	7,301
	対前年度比(%)	112.4	106.9	103.0	103.0	102.7	101.4
	利用人数(人/月)	386	412	418	420	432	445
	対前年度比(%)	113.1	106.7	101.4	100.4	102.8	103.0
就労定着支援	利用量(人/月)	20	36	36	36	50	70
	対前年度比(%)	皆増	180.0	100.0	100.0	138.8	140.0
療養介護	利用量(人/月)	29	30	31	32	32	32
	対前年度比(%)	87.8	103.4	103.3	103.2	100.0	100.0
短期入所 (福祉型)	利用量(人日/月)	157	186	109	135	162	180
	対前年度比(%)	129.7	118.4	58.6	123.8	120.0	111.1
	利用人数(人/月)	18	18	12	14	16	18
	対前年度比(%)	112.5	100.0	66.6	116.6	114.2	112.5
短期入所 (医療型)	利用量(人日/月)	30	27	25	30	33	35
	対前年度比(%)	150.0	90.0	92.5	120.0	110.0	106.6
	利用人数(人/月)	3	3	2	3	4	5
	対前年度比(%)	75.0	100.0	66.6	150.0	133.3	125.0

### 【見込み量の考え方】

日中活動系サービスは、障がいのある人の日中活動の場として重要な事業となっており、生活介護は、利用者の増加が年々見込まれるため、必要量を見込んでいます。自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、令和元年度に自立訓練（生活訓練）の事業所が新たに開設され、利用量、利用人数は増加しました。利用期間が限定されていることから、今後は横ばいで推移していくと見込んでいます。就労移行支援は、令和5年度末における成果目標を踏まえ、また一般就労へ向けての必要性を考え、この見込み量としています。就労継続支援A型については、今後、就労定着支援の充実により、一般就労移行者の増加、定着が見込まれることから、増加率は落ち着いていくと見込んでいます。就労継続支援B型は、事業所数、利用希望者が増加傾向にあることから、今後増えていくと見込んでいます。就労定着支援は、一般就労の定着には必要なサービスです。事業所アンケートによると、市内で新設を検討している事業所もあることから、今後増加すると見込んでおります。療養介護、短期入所（医療型）は、対象となる医療が必要な重度の心身障がいのある人・子どもはほぼ一定で推移していることから、必要量を見込んでいます。短期入所（福祉型）は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等で利用量、利用人数は大幅に減少しました。地域で生活するために欠かせないサービスの一つであり、利用ニーズも高いことから、今後の新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、増加すると見込んでいます。

### （3）居住系サービス

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
自立生活援助(新)	施設やグループホーム等を利用していただいで、一人暮らしを希望する人に定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### 【サービス見込み量】

サービス名		平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)
自立生活援助	利用人数(人分)	0	0	0	2	3	5
	対前年度比(%)	—	—	—	皆増	150.0	166.6
共同生活援助 (グループホーム)	利用人数(人分)	132	137	142	167	178	192
	対前年度比(%)	103.1	103.7	103.6	117.6	106.5	107.8
施設入所支援	利用人数(人分)	289	288	289	287	284	283
	対前年度比(%)	98.6	99.6	100.3	99.3	98.9	99.6

### 【見込み量の考え方】

自立生活援助は、平成 30 年 4 月 1 日に創設されたサービスです。現在、市内にサービス提供事業所はありませんが、賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障がい者が徐々に増えていくことを考え、必要量を見込んでいます。共同生活援助（グループホーム）は、地域生活への移行を目指す中において重要な居住拠点であるため、障がいのある人やその保護者等から大きなニーズがあり、また、今後、施設整備を検討・予定してる法人があり、今後も一定の伸びが考えられます。潜在的なものも含め、そのニーズに対応するため、社会福祉法人等関係機関と連携を図り、施設の確保に努めます。施設入所支援は、地域生活への移行を含めた多様な生活を選択することができるように、関係機関と連携を図り、提供体制の確保に努めます。令和 5 年度末における成果目標値（令和元年度時点の施設入所者数から 1.6%以上削減する）を踏まえての見込みとしています。

## （４）相談支援

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している、または精神科病院に入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

### 【サービス見込み量】

サービス名		平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度 (実績)	元年度 (実績)	2年度 (見込み)	3年度 (見込み)	4年度 (見込み)	5年度 (見込み)
計画相談支援	利用人数(人分)	206	294	354	442	502	553
	対前年度比(%)	113.1	142.7	120.4	124.8	113.5	110.1
地域移行支援	利用人数(人分)	2	0	0	3	6	10
	対前年度比(%)	皆増	—	—	皆増	200.0	166.6
地域定着支援	利用人数(人分)	0	0	0	3	4	6
	対前年度比(%)	0	0	0	皆増	133.3	150.0

### 【見込み量の考え方】

障害福祉サービスを利用するすべての人に計画相談支援を行っています。引き続き今後もサービス利用計画の作成を促進するとともに、相談支援事業者数の確保に努め、計画相談体制の充実を目指します。

また、施設入所及び精神科病院に入院している人を地域移行するための相談支援や一人暮らしに移行した人への相談支援について、必要量を見込んでいます。

## (5) 発達障がい者に対する支援

項目	内容
ペアレントトレーニング	親が療育の方法を学ぶものです。環境調整や子どもへの肯定的な働きかけ、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたトレーニングです。
ペアレントメンター	発達障がいのある子どもの親であり、かつ一定の研修を受け、同じような発達障がいのある子どもの親に対して信頼のおける相談相手として支援を提供する者をいいます。
ピアサポート	障がいや疾病などに関する経験・共通項を通じた人たちが、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間として支えることをいいます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1人	1人	10人
ペアレントメンターの人数	5人	7人	9人
ピアサポートの活動への参加人数	5人	5人	5人

### 【見込み量の考え方】

地域での実施体制構築のため、保育士、保健師等が先行して支援方法を習得し、支援プログラムの実施に努めます。

## (6) 地域生活支援事業

### [必須事業]

#### ① 理解促進研修・啓発事業

##### 【サービスの概要】

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

##### 【サービス見込み量】

サービス名	実施の有無	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度 (実績)	元年度 (実績)	2年度 (見込み)	3年度 (見込み)	4年度 (見込み)	5年度 (見込み)
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施

##### 【見込み量の考え方】

現在も関連事業にて実施していますが、関係機関と連携し、今後も引き続き実施します。

#### ② 自発的活動支援事業

##### 【サービスの概要】

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう自発的な取組を支援します。地域住民等が地域において自発的に行う活動（災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

##### 【サービス見込み量】

サービス名	実施の有無	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度 (実績)	元年度 (実績)	2年度 (見込み)	3年度 (見込み)	4年度 (見込み)	5年度 (見込み)
自発的活動支援事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施

##### 【見込み量の考え方】

現在も関連事業にて実施していますが、関係機関と連携し、今後も引き続き実施します。

### ③相談支援事業

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。
地域自立支援協議会	地域の障害福祉にかかわるシステムづくりや、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応等、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

#### 【サービス見込み量】

サービス名		平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)
障害者相談支援事業	実施か所/年	3	3	3	3	3	3
地域自立支援協議会	設置の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

#### 【見込み量の考え方】

相談支援事業は関連機関と連携し、今後も継続して実施します。障がいのある人や介護者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、その他のサービスの利用支援や関係機関との調整等必要な支援を行います。

#### ④成年後見制度利用支援事業

##### 【サービスの概要】

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に要する費用の補助を行い、知的障がいのある人、または、精神障がいのある人の権利擁護を図ります。

##### 【サービス見込み量】

サービス名	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)
成年後見制度利用支援事業 件/年	2	1	1	2	3	4

##### 【見込み量の考え方】

成年後見制度利用支援事業は今後も継続して実施するため、実績を踏まえた見込みとしています。成年後見制度の利用の促進に関する法律に伴い、既存の相談支援事業所等の関係機関と連携し、広報誌や市ホームページ等を活用するとともに各種研修会を実施し、成年後見制度の利用支援の普及啓発に努めます。

## ⑤意思疎通支援事業

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を市の窓口に設置します。
医療的ケア見入院時コミュニケーション支援事業	人工呼吸器を装着している等、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が医療機関に入院した時に、日常介護を行なっている者が感染症等で付き添えない場合、支援員を派遣し医療機関従事者との意思疎通のための支援を行ないます。

### 【サービス見込み量】

サービス名		平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)
手話通訳者派遣事業	人/年	39	38	26	38	39	40
	対前年度比(%)	105.4	97.4	68.4	146.1	102.6	102.5
要約筆記者派遣事業	人/年	8	7	7	8	9	10
	対前年度比(%)	100.0	87.5	100.0	114.2	112.5	111.1
手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1	1	1	1
	対前年度比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
医療的ケア見入院時 コミュニケーション支援事業	人/年	0	0	0	3	3	3
	対前年度比(%)	0	0	0	皆増	100.0	100.0

### 【見込み量の考え方】

意思疎通支援事業は今後も継続して実施するため、実績を踏まえた見込みとしています。派遣事業においては、関係機関と連携し事業を推進します。また、設置事業においては、現体制を維持し、聴覚に障がいのある人等とのコミュニケーション、意思疎通の円滑化を図ります。



## ⑥日常生活用具給付等事業

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、頭部保護帽、移動・移乗支援用具等
在宅療養等支援用具	ネブライザー（吸入器）、透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用音声式体温計等
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ポータブルレコーダ、盲人用時計、歩行時間延長信号機用小型送信機、情報・通信支援用具等
排せつ管理支援用具	ストマ用装具、収尿器、紙おむつ等
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修をとまうもの

### 【サービス見込み量】

サービス名		平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度 （実績）	元年度 （実績）	2年度 （見込み）	3年度 （見込み）	4年度 （見込み）	5年度 （見込み）
介護・訓練支援用具	件/年	7	9	9	10	10	10
	対前年度比(%)	77.7	128.5	100.0	111.1	100.0	100.0
自立生活支援用具	件/年	21	21	21	21	21	21
	対前年度比(%)	95.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
在宅療養等支援用具	件/年	20	23	21	22	24	24
	対前年度比(%)	86.9	115.0	91.3	104.7	109.0	100.0
情報・意思疎通支援用具	件/年	72	64	50	50	50	50
	対前年度比(%)	144.0	88.8	96.7	100.0	100.0	100.0
排せつ管理支援用具	件/年	4,378	4,450	4,450	4,500	4,500	4,500
	対前年度比(%)	97.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	件/年	7	7	2	3	4	4
	対前年度比(%)	700.0	100.0	28.5	150.0	133.3	100.0

### 【見込み量の考え方】

日常生活用具給付等事業は今後も継続して実施するため、実績を踏まえた見込みとしています。用具給付においては、障がいの特性に合わせた適切な用具の給付を行います。また、関係機関と連携し用具の新たな技術開発等の動向をみながら、必要な品目の導入を検討します。

## ⑦手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修事業

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成研修を行います。

### 【サービス見込み量】

サービス名		平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)
手話奉仕員・ 要約筆記奉仕員 養成研修事業	実施か所/年	1	1	0	1	1	1
	対前年度比(%)	100.0	100.0	皆減	皆増	100.0	100.0
	修了者数/年	37	34	0	34	35	36
	対前年度比(%)	119.3	91.8	皆減	皆増	102.9	102.8

### 【見込み量の考え方】

関係機関と連携し、今後も継続して手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の養成事業を実施します。

## ⑧移動支援事業

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

### 【サービス見込み量】

サービス名		平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)
移動支援事業	人/年	79	90	101	110	120	130
	対前年度比(%)	105.3	113.9	112.2	108.9	109.0	108.3
	時間/年	9,738	11,439	13,078	14,581	16,257	18,126
	対前年度比(%)	102.8	117.4	114.3	111.4	111.4	111.4

### 【見込み量の考え方】

移動支援事業は今後も継続して実施するため、実績を踏まえつつ、利用者の障がいの重度化や介助者の高齢化等を勘案した見込みとしています。事業実施においては、障がいの特性や年齢等に合わせた適切なサービスが提供できるよう、サービス提供事業者等の関係機関と連携し、サービスの提供確保に努めます。

## ⑨地域活動支援センター事業

### 【サービスの概要】

サービス名	内容	
地域活動支援センターの基礎的事業	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会を提供したり、社会との交流の促進等を行います。	
地域活動支援センターの機能強化事業	I型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。
	II型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施します。
	III型	小規模作業所としての運営年数がおおむね5年以上で、実利用人員が10人以上の地域の障がい者団体等が実施する通所による事業です。

### 【サービス見込み量】

サービス名		平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度 (実績)	元年度 (実績)	2年度 (見込み)	3年度 (見込み)	4年度 (見込み)	5年度 (見込み)
地域活動支援センター事業	実施か所/年	6	5	4	4	4	4
	対前年度比(%)	100.0	83.3	80.0	100.0	100.0	100.0
	人/年	258	258	246	250	260	270
	対前年度比(%)	107.5	100.0	95.3	101.6	104.0	103.8

### 【見込み量の考え方】

地域活動支援センターはI型、II型、III型の3種のサービス類型があります。I型は1か所、II型も1か所、III型は平成30年度から令和2年度にかけて2か所減少し、令和2年度から2か所の事業所がそれぞれのサービスを提供しています。

地域活動支援センターの積極的な役割を活かしていけるよう、事業者への支援を行い、サービスの提供確保に努めます。

## [任意事業]

### ⑩訪問入浴サービス事業

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	重度の身体障がいのある人で、在宅で介護を受ける人に、事業者を派遣し、訪問入浴サービスを行います。

#### 【サービス見込み量】

サービス名		平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)
訪問入浴サービス事業	利用人数/年	13	15	13	13	14	14
	対前年度比(%)	86.7	115.4	86.7	100.0	107.6	100.0

#### 【見込み量の考え方】

サービスの質の向上と十分なサービス提供体制を維持して、今後も継続して訪問入浴サービス事業を実施します。

### ⑪日中一時支援事業

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護を行っている家族の一時的な休息を図ります。

#### 【サービス見込み量】

サービス名		平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)
日中一時支援事業 (レスパイトサービス事業)	利用人数/年	43	43	35	45	50	55
	対前年度比(%)	122.8	100.0	81.3	128.5	111.1	110.0

#### 【見込み量の考え方】

サービス提供事業者等と連携し、サービス提供体制を維持して、今後も継続して日中一時支援事業（レスパイトサービス事業）を実施します。

## ⑫スポーツ教室等開催事業

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
スポーツ教室等開催事業	障がいのある人の体力の維持向上と社会参加を促進することにより、福祉の増進を図ります。

### 【サービス見込み量】

サービス名		平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)
スポーツ教室等開催事業	実施か所/年	1	1	1	1	1	1
	対前年度比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### 【見込み量の考え方】

事業実施の拠点である今治市障がい者文化体育施設（サン・アビリティーズ今治）を中心に、今後も継続して実施します。

## ⑬芸術・文化講座開催等事業

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
芸術・文化講座開催等事業	障がいのある人の文化・芸術活動を振興するため、障がいのある人の作品展等の場を設けます。

### 【サービス見込み量】

サービス名		平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)
芸術・文化講座開催等事業	実施か所/年	2	2	2	2	2	2
	対前年度比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### 【見込み量の考え方】

事業実施の拠点である今治市障がい者文化体育施設（サン・アビリティーズ今治）及び今治市障害者福祉センターのぞみ苑を中心に今後も継続して実施します。

⑭点字・声の広報等事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
点字・声の広報等事業	視覚障がいのある人に、音訳等の方法により市及び社会福祉協議会の広報誌等を定期的に提供することで、視覚に障がいのある人への情報提供を促進します。

【サービス見込み量】

サービス名		平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)
点字・声の広報等事業	実施か所/年	1	1	1	1	1	1
	対前年度比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【見込み量の考え方】

ボランティアグループ等関係機関と連携し、今後も継続して市政情報等の伝達に努めます。

⑮自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
自動車運転免許取得費助成事業	自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【サービス見込み量】

サービス名		平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)
自動車運転免許取得費助成事業	人/年	1	1	2	3	3	3
	対前年度比(%)	33.3	100.0	200.0	150.0	100.0	100.0
自動車改造費助成事業	人/年	3	2	2	3	3	3
	対前年度比(%)	300.0	66.6	100.0	150.0	100.0	100.0

【見込み量の考え方】

今後も継続して事業を実施し、社会参加の促進を図ります。

## (7) 障がいのある子どもへの支援

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童生徒に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童生徒の放課後等の居場所を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態またはそれに準ずる状態であるため、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童生徒に、居宅を訪問し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児支援のサービスを利用する児童に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。



### 【サービス見込み量】

サービス名		平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)
児童発達支援	人日分/月	1,785	2,127	2,383	2,622	2,744	2,830
	対前年度比(%)	122.0	119.1	112.0	110.0	104.6	103.1
	人/月	206	226	238	248	253	256
	対前年度比(%)	112.5	109.7	105.3	104.2	102.0	101.1
放課後等デイサービス	人日分/月	3,004	3,987	4,822	5,580	6,341	7,089
	対前年度比(%)	123.8	132.7	120.9	115.7	113.6	111.7
	人/月	259	326	358	391	431	473
	対前年度比(%)	123.9	125.8	109.8	109.2	110.2	109.7
居宅訪問型児童発達支援	人日分/月	0	0	0	8	12	20
	対前年度比(%)	—	0	0	皆増	150.0	166.6
	人/月	0	0	0	2	3	5
	対前年度比(%)	—	0	0	皆増	150.0	166.6
保育所等訪問支援	人日分/月	3	8	6	14	20	24
	対前年度比(%)	125.0	266.6	75.0	233.3	142.8	120.0
	人/月	3	8	6	12	16	20
	対前年度比(%)	125.0	266.6	75.0	200.0	133.3	125.0
障害児相談支援	人/月	37	45	96	129	149	167
	対前年度比(%)	127.5	121.6	213.3	134.3	115.5	112.0

### 【見込み量の考え方】

療育の必要な子どもが増えていること、支援を実施している事業所数が増加していることから今後も増加傾向が続くと予想されます。子どもの特性に応じた療育支援が行なわれるように、発達の課題に応じた療育の場の確保に努めます。また、子どもの発達に不安を抱える保護者のニーズが高く、今後も利用増が見込まれることから、通所支援や相談支援体制の充実、あわせてサービスの質の充実に努めます。また、重症心身障がい児を支援する療育の場について、社会福祉法人等関係機関と連携を図り提供体制の確保に努めます。

## 障害福祉計画の推進体制及び達成状況の点検及び評価について

### (1) 総合的な取組みの推進

本計画を着実に進めていくために、本市の関係課をはじめ関係機関などと、計画の進捗状況や推進方策などを確認しながら、総合的な取組みに努めていきます。

### (2) 関係計画等との連携

本計画は国・県の障害福祉関係上位計画のほか、本市の「今治市総合計画」「今治市地域福祉計画」、「高齢者福祉計画」、「介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」など保健福祉行政関係計画との調和のとれたものでなければならぬとされており、関係各課と協議、連携して計画の推進を図ります。

### (3) 地域の各種関係団体、地域自立支援協議会等の連携

障がいのある人の地域生活の支援や就労支援などを推進するために、地域自立支援協議会に参加する各種関係機関・団体等が協力して虐待防止や課題研究等に取り組み、情報の交換や啓発を行うことで地域のネットワークを強化し、計画の推進を図ります。

### (4) 国・県との連携

計画の推進にあたって、国・県と連携しながら各種施策を展開していきます。

また、障害福祉サービスに携わる人材の確保、養成についても県と連携し、各種研修会等を利用し、積極的に推進していきます。

### (5) 計画達成状況の点検及び評価

今治市障害者施策推進協議会において、障害福祉計画における障害福祉サービス見込量の達成状況や地域生活支援事業を点検評価するとともに、計画達成方策等について検討を行います。

## 参考資料

### (1) 今治市障害者施策推進協議会委員名簿

(敬称略、区内 50 音順) ◎は会長 ○は職務代理者

役 職		氏 名	区 分
圭泉会菅病院(今治市医師会)	理事長	菅 拓也	学識経験者
今治市民生児童委員協議会	会長	清家 和男	
社会福祉法人 で・ふ・か	理事長	◎ 眞鍋 誠子	
正光会今治病院(今治市医師会)	医師	○ 山内 美知	
愛媛県立今治特別支援学校	教頭	渡邊 琴子	
今治市身体障がい者福祉会	会長	篠原 正彦	障がい者団体
来島家族の会	会長	松浦 恵美子	
今治市手をつなぐ育成会	副会長	矢野 信子	
社会福祉法人 来島会	理事長	越智 清仁	障がい福祉事業関係者
今治市社会福祉協議会	地域福祉部長	重松 孝志	
今治育成園	施設長	高橋 雄一郎	
今治公共職業安定所	産業雇用 情報官	茂川 雅	行政関係者
愛媛県東予地方局今治保健所	所長	廣瀬 浩美	

## (2) 今治市障害者施策推進協議会条例

平成 20 年 3 月 31 日  
条例第 18 号

### (設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項の規定に基づき、今治市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

### (組織)

第 2 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

### (委員)

第 3 条 委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の要件を失った者は、その職を失う。

### (会長)

第 4 条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

### (委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則(平成 25 年 3 月 29 日条例第 13 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

### (3) 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定の経緯

日 程	主 な 内 容	
令和2年8月26日	第1回今治市 障害者施策 推進協議会	・ 障害福祉計画に係る基本指針の改正告示について
令和2年9月～10月	アンケート 調査	・ 各事業所の運営主体に対して事業所の新設予定等確認
令和2年9月～11月	分析・集約	・ 障がい者計画策定時のアンケート調査、ヒアリング結果の分析、利用見込量の算定
令和3年1月18日 開催予定 (書面開催)	第2回今治市 障害者施策 推進協議会	・ 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画のサービス見込量等について
令和3年1～3月	意見聴取	・ パブリックコメントの実施 ・ 今治市地域自立支援協議会における意見聴取
令和3年3月24日	第3回今治市 障害者施策 推進協議会	・ 意見聴取結果の報告について ・ 第6期今治市障がい福祉計画及び第2期今治市障がい児福祉計画(案)の確認について
令和3年4月	第6期今治市障がい福祉計画及び第2期今治市障がい児福祉計画施行	



## 第 6 期今治市障がい福祉計画 第 2 期今治市障がい児福祉計画

---

発行年月：令和 3 年 3 月

発 行：今治市

編 集：今治市 健康福祉部 障がい福祉課

〒 794-8511

愛媛県今治市別宮町 1-4-1

T E L : 0898-36-1527

F A X : 0898-32-5267

---

